

第130号議案

神戸市防災安全推進基金条例の件

神戸市防災安全推進基金条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市防災安全推進基金条例

(設置)

第1条 安全で安心なまちづくりを推進し，地域防災力を向上させることを目的として，神戸市防災安全推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は，次に掲げる額とする。

(1) 篤志者からの寄附金額

(2) 基金の運用から生ずる収益の額

(3) 前2号に掲げるもののほか，一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は，金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は，必要に応じ，最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は，財政上必要があると認めるときは，確実な繰戻しの方法，期間及び利率を定めて，基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は，予算に計上しなければならない。

2 前項の収益は，基金の設置の目的を達成するための経費に充てるものとする。

3 第1項の収益は，前項の規定にかかわらず，基金として積み立てることができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置の目的を達成するため、必要があると認めるときは、予算に定めるところにより、基金に属する現金の一部を処分することができる。

(施行細目の委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

神戸市防災安全推進基金を設置するに当たり、条例を制定する必要があるため。